『盲導犬情報』 第3号 ~NPO 法人全国盲導犬施設連合会 情報誌~

- ■発行責任者 佐々木 紀夫
- ■編集責任者 篠田 林歌
- ■編集 NPO 法人全国盲導犬施設連合会盲導犬情報室

〒621-0027 京都府亀岡市曽我部町犬飼未ヶ谷 18-2 (財) 関西盲導犬協 会内

電話: 0771(24) 0323 FAX: 0771(25) 1054

■発行 NPO 法人全国盲導犬施設連合会

【会員団体】(財)北海道盲導犬協会 (財)東日本盲導犬協会 (財)日本盲導犬協会 (財)中部盲導犬協会 (財)関西盲導犬協会 (社福)日本ライトハウス (社福)兵庫盲導犬協会 (財)九州盲導犬協会

〒160-0007 東京都新宿区荒木町 18-7 四谷長岡ビル 202 号室 電話: 03 (5367) 9770 FAX: 03 (5367) 9771

http://www.gd-rengokai.jp/
E-mail: gd-rengokai@peach.ocn.ne.jp

☆『盲導犬情報』製作費の一部を伊藤忠食品株式会社の助成により作成いたしました。

- 〇日盲社協 盲導犬訓練基準集を改訂
- ○盲導犬に対する育成費以外の助成について
- ○盲導犬ユーザーのコーナー 私の人生・・・・兵庫県 山本 光介
- ○盲導犬情報ボックス
 - (1)都道府県別 日本の盲導犬使用者数
 - (2)各盲導犬育成団体の訓練犬・職員数
- 〇告知板 全日本盲導犬使用者の会 東海道五十三次 盲導犬使用者リレーのお 知らせ
- 〇編集後記

○盲導犬訓練基準集を改訂

社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会では、盲導犬訓練施設運営ガイドラインの策定に取り組み、

- 盲導犬訓練施設設置運営基準
- •「盲導犬訓練施設管理規定」準則
- 盲導犬歩行指導計画基準
- 盲導犬歩行指導員等養成基準

• 盲導犬訓練基準

といった基準集を編纂しました。

しかし、その後 10 年以上が経過し、その間、2002 年には盲導犬訓練施設を経営する事業は第二種社会福祉事業と「社会福祉法」に明記されるようになり、身体障害者補助犬法が施行されました。こういった状況の変化とともに、基準集の一部には現状にそぐわない部分も見られることから、内容の見直しが行われていました。そして、新しい基準が 2009 年 7 月 1 日から実施されることになりました。

そこで、ここでは新基準のうち、「盲導犬訓練基準」と「盲導犬歩行指導計画基準」 をご紹介します。

【盲導犬訓練基準】

第1 適正犬の基準

1、身体

- (1) 一般的な最低体高は50m程度で、体重は犬種により好ましい重さであること。
- (2) 健康体でバランスがとれており、体力があり、歩調が安定していること。
- (3) 外見が良好で、被毛の手入れが容易なもの。
- (4) 通常は、生後12ヶ月?24ヶ月齢で訓練を開始するのが望ましい。

2、性質

- (1) 健全で陽気な性格であり、動物や人間に対して友好的であること。
- (2) 人間の声によく反応し、人を喜ばせようとし、人間と一緒にいることを好むこと。
- (3) 他の動物に対し強い興味を示さず、挑発的な行動をしないこと。
- (4) 平均的な触覚、聴覚及び感受性を有しており、極端なものは好ましくない。
- (5) 神経質な面がなく、攻撃的でなく、過剰な支配的性質を有していないこと。
- (6) すぐれた集中力と積極性、及び環境への順応性があること。
- (7) 乗り物酔いがないこと。
- (8) 警戒心の強い性質でないこと。

3、動作

- (1) 落ち着いた動作で作業をすることが出来ることが望ましい。
- (2) 排泄習慣が身についており、適切な場所で命令により出来ること。

4、健康と管理

- (1) 犬は身体的(特に腰と目に関して)に、適切であるか否かを確かめるため、 訓練開始時もしくは訓練終了後に検査する必要がある。
- (2) 身体的条件が、誘導能力を発揮出来る基準に達しない犬は、盲導犬としては認められない。
- (3) 犬の一生を通じて疾病から予防するための衛生的管理をしなければならない。

第2 適正犬の供給・確保

1、原則

訓練のために適正のある犬を、常に計画的に供給できるように努めなければならない。また、この計画は適任者の指導のもとに実施されることが望ましい。

2、繁殖と育成

- (1) 盲導犬施設は、需要に見合う供給を確保するために、繁殖と仔犬飼育の計画を立て、その計画を継続しなければならない。
- (2) 繁殖計画は専門的知識と経験を持つ者の下で、責任をもって行なわなければならない。

3、仔犬の飼育

- (1) 盲導犬となるように飼育する仔犬は、生後6?8週間の間に盲導犬施設により選ばれた個人の家庭に預け、飼育を委託することが望ましい。
- (2) 性質的にも身体的にも、正しいしつけと発育を確固たるものにするため、定期的に(毎月1回以上が好ましい)知識のある者が、委託家庭を指導することが望ましい。

4、獣医師による健康診断

繁殖犬と飼育用の仔犬の身体・精神両面の健全を確保するために、獣医師の適切な検査を適宜受けるべきである。

5、記録

最良の状態で繁殖と育成が行なわれるために、繁殖犬と仔犬の詳細な記録を保存のファイルとして保管すること。

第3 盲導犬訓練の内容

ハーネスを着けた盲導犬は、強く引っ張ることが無く、リラックスして歩き、前方 の道に注意を集中しなければならない。

1、基礎訓練

- 呼んだら来ること
- 座ること
- ・ 伏せること
- 待つこと
- 四つ足で立って待つこと
- 脚側につくこと
- 前進すること
- 停止すること
- 後に戻ること
- 右に進行すること

- 左に進行すること
- 早めに歩くこと
- ゆっくり歩くこと 等

2、歩道

視覚障害者が安全に歩道に上がったり、歩道を下りたり出来るように訓練を行う。また、道路を横断するのに適切な場所を探す訓練を行う。

3、道路の横断

- (1) 危険がない限り、視覚障害者の命令によりまっすぐ横断する訓練を行う。。
- (2) 車の接近がある場合は、適切な行動を取るような訓練を行う。

4、障害物

- (1) 障害物は視覚障害者が安全に歩行が続けられるように、十分な間隔をとって 回避する訓練を行う。
- (2) 障害物が歩道全体を遮っている場合は、この障害物を回避するため歩道から一度下りて、再び歩道に戻るように訓練を行う。
- (3) 誘導する視覚障害者の上半身や頭部の高さの障害物を回避したり、手前で停止する訓練を行う。

5、横断歩道

横断歩道の直前へ誘導し、安全に横断する訓練を行う。

6、階段

階段は命令により探し、最初の段差で停止し、視覚障害者のスピードに合わせて上り下りする訓練を行う。

7、扉(ドア)

ドアは命令により探して誘導する訓練を行う。

8、通行人

人とすれ違ったり人を追い越すときは、視覚障害者がそのまま歩き続けることが出来 るように十分な間隔を取れるような方法で通行人を避ける訓練をする。

9、公共の場所

公共施設等で行儀よく行動する訓練をする。また、命令により視覚障害者の足元や指示された場所に伏せたり座って、静かに待つよう訓練する。

10、交通機関

- (1) 命令によりバス、電車等の入口を探し、ゆっくりと乗車し空席があれば誘導する訓練を行う。降車の際は出口を見つけ、最初の段差で止まってから、ゆっくりと 視覚障害者を誘導する訓練を行う。
- (2) 乗車中は視覚障害者の足元付近にいて伏せ、もしくは座っておとなしく待つよう訓練を行う。
- (3) プラットホームでは、視覚障害者を安全に誘導するよう訓練を行う。

11、気を散らすもの

他の動物や食べ物のような気を散らすものも無視するよう訓練を行う。

12、歩道のない道路

歩道のない道路では、道路の端を注意して歩行するよう訓練を行う。

13、招呼(自由運動の時など)

視覚障害者が名前を呼んだり、招呼の命令を出したときは、すぐに視覚障害者のもとへ来るよう訓練を行う。

14、記録

犬の訓練中の記録は、将来の問題発生を未然に防ぐために、交配・飼育記録に記録されている重要事項と共に、盲導犬として活動している間は保管しなければならない。

15、訓練時間

- (1) 訓練は実働日数の目安として、80日間行なわなければならない。
- (2) 訓練期間中は、それぞれの犬は規則的に訓練されなければならない。

16、特別訓練

訓練期間の最後の4週間は、将来貸与予定となる視覚障害者の個別の必要条件に合わせて広範囲な経験を与えなければならない。

17、評価・指導

- (1) 視覚障害者の歩行指導に入る前に、盲導犬歩行指導員が各犬の訓練の進捗状況をアイマスクテストによりテストし評価しなければならない。
 - (2) 盲導犬歩行指導員による最後の評価及び訓練を実施しなければならない。

附則

施行日 平成21年7月1日からとする。

【盲導犬歩行指導計画基準】

第1目的

この計画は、盲導犬訓練施設設置運営基準の第7管理規程に基づき盲導犬歩行指導計画の基準を定め、視覚障害者の自立及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

第2 盲導犬希望者の選考

- 1、盲導犬希望者は各訓練施設所定の書類を提出しなければならない。
- 2、盲導犬希望者は各訓練施設が行なう面接調査を受けなければならない。
- 3、歩行指導開始の可否については、各訓練施設が公平に審査し決定し本人に通知する。

第3 更生援護の計画

1、指導会議

- (1) 会議は、施設長が議長となり、施設において指導を担当する職員が参加するものとする。
- (2) 会議は、歩行指導中の個々の視覚障害者について、訓練過程の進捗および履修の状況を検討し、併せて、歩行指導の継続、中断および修了について判定する。
- (3)会議は、歩行指導を行なわないもしくは中断と判定した視覚障害者に対して、その理由を明らかにし、必要に応じ社会適応訓練施設の紹介など適切な助言を行なうものとする。
- (4) 会議は、個々の盲導犬について、盲導犬としての能力・健康状況等を常に把握し、問題があると判断された場合には、再訓練の適切な処置を講じるものとする。
- (5) 会議は、盲導犬使用者について、盲導犬の利用状況や使用上の作法が適正であるかどうかを把握し、問題があると判断された場合には改善の指導を行なう。

2、生活指導

- (1) 施設は、入所者の教養・娯楽に供するため、テレビ・ラジオ・点字図書・テープライブラリー等を備え、社会適応性の向上を図るよう努めなければならない。
- (2) 盲導犬希望者の日常生活において、必要に応じ身辺管理及び日常生活諸動作等の技術的助言・指導を行なう。

第4 歩行指導

- 1、歩行指導とは、盲導犬の使用を希望する視覚障害者に対し、盲導犬を安全かつ有効に利用できるよう使用方法及び健康管理の仕方などを指導することをいう。
- 2、歩行指導期間は、次のとおりとする。

新規の者 4週間を基準

代替の者 2週間以上

3、歩行指導は入所を原則とするが、一部を訪問による指導とすることができる。

第5 盲導犬歩行指導カリキュラム

歩行指導のカリキュラムは、次の内容を含むものでなければならない。 ただし、代替に伴う歩行指導の場合は、一部を省略することができるものとする。 1、講義項目

講義は1時限を50分程度として、新規入所生は12時限以上行わなければならない。 なお、代替の訓練生には補足事項の講義を行う。

- (1) オリエンテーション
- ① 日課の説明
- ② 歩行指導プログラムの説明
- ③ 入所規則等の説明
 - (2) 歩行のための基礎理論

- ①盲導犬歩行の基礎知識
- ②道路標識・交通機関・施設等の構造把握
- ③保有感覚器官の活用の仕方と歩行
- ④ 情報収集方法
- ⑤ 援助依頼の仕方
 - (3) 盲導犬について
 - ①犬学基本理論:禀性・行動・動作・起源・犬種・用途等
- ②盲導犬の育成プログラム:繁殖・パピーウォーキング・訓練に関する各プログラム
 - ③盲導犬に関する法令および通達等
- (4)飼育管理について
 - ①犬の健康と病気について、その病状と予防対策
 - ②給餌について
 - ③グルーミング及び入浴のさせ方について
 - ④排泄のさせ方について
- (5) 盲導犬使用心得
 - ①盲導犬使用者の社会的責任とマナー
 - ②盲導犬の社会への受け入れと対応
- (6) その他必要と思われる事項

2、実技項目

実技指導は 1 回を 2 時間程度として、新規の訓練生は訓練日数 20 日以上、訓練回数 40 回以上、代替の訓練生は訓練日数 10 日以上、訓練回数 20 回以上行わなければならない。

- (1) 初期指導
 - ①施設内ファミリアリゼーション
 - ②用具の説明
 - ③服従(命令語を含む)
 - ④室内服従(リード歩行を含む)
 - ⑤ハーネスワーク(姿勢・命令語・ポジションを含む)
- (2) 基本歩行訓練
 - ①直線歩行
 - ②左折・右折等(両サイド歩行にあっては持ち替え・後戻りを含む)
 - ③障害物回避(歩道上の障害物・車道上の障害物)
 - ④段差(歩道・階段昇降を含む)
 - ⑤歩行速度のコントロール
- ⑥ 移動のための訓練用車両の乗降

- ⑦ 道路横断(交差点•横断歩道)
- ⑧ 信号の判断(時差式・矢印信号・押しボタン式)
- ② 犬のコントロール(賞賛・叱責・言葉かけ・他の動物等への対応)
 - (3)公共交通機関利用訓練
 - ①プラットホームの移動
 - ②JR・電車・地下鉄・バス・タクシー等の利用が可能になる訓練
 - (4)公共施設等利用訓練
- ①喫茶店・レストラン・コンビニエンスストア・市場・デパート等の利用が可能になる訓練
 - ②エレベーター・エスカレーター
 - (5) 応用歩行
 - ①繁華街歩行
 - ②援助依頼と断りの作法
 - ③メンタルマップ(心的地図)の想起(口頭ファム・地図の利用等による歩行)
 - (6) 犬の飼育管理に関する指導
 - ①給餌・排泄・入浴・グルーミング等
 - ②排便場所の衛生管理(消臭・消毒)
 - (7) その他

入所者の所在地域環境及びニーズに応じて必要と思われる歩行指導(夜間歩行、 レクリエーションなど)

第6 フォローアップ

歩行指導カリキュラムを修了した者に対し、次のフォローアップを行なうこととする。 1、盲導犬使用者の居住地域での歩行に関するフォローアップは、必要に応じて行わなければならない。

- 2、 必要に応じて各訓練施設所定の定期報告書の提出を求め、フォローアップを実施する。
- 3、 要請により、生活環境の変化等に対応するフォローアップを実施する。
- 4、要請により、不適切な行動あるいは飼育管理に対応するフォローアップを実施する。

第7 盲導犬の引退時期

- 1、健康上の理由や歩行状況による盲同家の引退の時期は、各施設が決定する。
- 2、 引退した盲導犬の処遇については、、各訓練施設の適切な動物愛護精神に基づく 判断に委ねられるものとする。

第8 記録

- 1、歩行指導期間中の指導状況については、全て記録しなければならない。
- 2、視覚障害者のプライバシーに関する事項・書類については厳重に取り扱い、外部 に漏洩してはならない

附則

施行日 平成21年7月1日からとする。

○盲導犬に対する育成費以外の助成について

盲導犬情報では、これまで都道府県政令指定都市に対しては、盲導犬育成事業の実施状況や盲導犬育成費以外の助成施策についての調査を行ってきましたが、市町村単位でどのような助成制度があるのかは調べていませんでした。

昨年、和歌山県にお住まいの林克巳さんが全日本盲導犬使用者のメーリングリストに、各地で実施されている助成制度について情報提供を呼びかけ、その結果をまとめられました。林さんのお許しをいただきましたのでご紹介いたします。

なお、すべての地域を網羅している情報ではありませんので、記載のない地域や新 しい情報等ありましたら、盲導犬情報室までご一報ください。

1.行政による助成

宮城県仙台市:登録料の減免/餌代補助

福島県いわき市:登録料の減免

茨城県:登録料の減免

埼玉県:登録料の減免/医療費補助(年上限3万円)

神奈川県横浜市:医療証の交付

富山県富山市:盲導犬取得時(5万円)

石川県加賀市:狂犬病予防補助(市実施分のみ) 福井県:狂犬病予防補助/フィラリア予防薬補助

長野県長野市:飼料費(月額3~4千円) 長野県松本市:飼料費(月額3~4千円) 長野県上田市:飼料費(月額3~4千円) 長野県安曇野市:飼料費(月額3~4千円) 長野県佐久穂市:飼料費(月額3~4千円)

長野県立科町: 飼料費(月額3~4千円) 長野県須坂市: 飼料費(月額3~4千円)

愛知県名古屋市:登録料の減免/飼育費(月4800円)

岐阜県(一部地域を除く):登録料補助

岐阜県岐阜市:飼料費(年57600円) 岐阜県各務原市:飼料費(年48000円)

岐阜県高山市:飼料費(年6万円) 岐阜県関市:飼料費(年48000円) 岐阜県北方市:飼料費(年4000円) 岐阜県穂積市:飼料費(年4500円) 岐阜県垂井町:飼料費(年36000円) 岐阜県養老町:飼料費(年36000円)

京都府宇治市: 餌代補助

京都府亀岡市:共同訓練費用助成(3万円)

兵庫県神戸市: 狂犬病予防補助/健康管理費(月3500円)/餌代補助

兵庫県西宮市:狂犬病予防補助

奈良県大和郡山市:飼育費(月5000円)

鳥取県:狂犬病予防補助

岡山県:登録料•狂犬病予防補助

広島県広島市:登録料・狂犬病予防補助/餌代助成

愛媛県八幡浜市:狂犬病予防補助

高知県: 狂犬病予防補助

福岡県福岡市:狂犬病予防補助(動物管理センター実施分)

福岡県鞍手町:飼育費(月にかかった費用の半額で上限6千円)

佐賀県佐賀市:飼育助成(月6千円)

長崎県平戸市:飼育管理費(餌代、医療費等・上限年96000円)

2.獣医師会による助成

青森県:医療費一部

宮城県仙台市:医療費全額 秋田県:狂犬病予防補助

福島県いわき市:狂犬病予防補助群馬県:狂犬病予防/医療費補助

千葉県: 狂犬病予防/医療費(上限5万円)/健康診断補助(5千円)

東京都:医療券(年3万円)神奈川県横浜市:医療費補助

新潟県:登録料・狂犬病予防補助/マイクロチップ助成(上限5千円)

愛知県:狂犬病予防補助 愛知県名古屋市:医療費補助

岐阜県:狂犬病予防補助

滋賀県:各地域獣医師会より予防薬・治療費の一部補助

兵庫県: 医療券 (年 25000 円)

兵庫県神戸市: 予防薬 1 年分・混合ワクチン

兵庫県西宮市:医療券(年25000円)

和歌山県:狂犬病補助

岡山県:フィラリア予防薬補助

広島県広島市:フィラリア予防薬補助

広島県福山市: 狂犬病予防補助

山口県:狂犬病予防補助

徳島県:混合ワクチン補助

福岡県:予防薬補助(九州協会ユーザー対象) 佐賀県:予防薬補助(九州協会ユーザー対象)

長崎県:混合ワクチン補助

熊本県熊本市:フィラリア予防薬 7 カ月分・混合ワクチン半額

大分県:補助(年2万円) 宮崎県:狂犬病予防補助

沖縄県: 狂犬病予防・ワクチン・フィラリア予防薬補助

3 盲導犬支援団体による助成

千葉県:盲導犬を普及させる会より予防薬支給

長野県:長野県ハーネスの会より医療費の半額補助

静岡県:支援団体より予防薬支給/医療費一部補助

愛知県:中部盲導犬協会より助成(月4800円)

三重県:三重補助犬普及協会より助成(希望者のみ/年3万円)

鳥取県:鳥取ハーネスの会より引退犬に対する補助(年 12400 円)

広島県 広島ハーネスの会より高額医療費補助(月1万円を超えた分)

広島県福山市:援助団体より共同訓練費用一部補助/犬具全額補助/予防薬全額補助

4.その他団体からの助成

茨城県常陸大宮市:社会福祉協議会より予防薬等助成(年3万円)

茨城県水戸市:社会福祉協議会より予防薬等助成(年3万円)

茨城県かすみがうら市:社会福祉協議会より予防薬等(年3万円)

栃木県:社会福祉協議会より助成(年3万円)

長野県:動物愛護センターでの定期健康診断の実施

鳥取県:鳥取ライトハウスより混合ワクチン補助

宮崎県:製薬会社よりフィラリア補助 鹿児島県:製薬会社よりフィラリア補助

〇盲導犬ユーザーのコーナー 私の人生

兵庫県 山本 光介

私は今から 40 年ほど前に、大阪の日赤病院で、「あなたの目は網膜色素変性症という病気で、いずれ失明します」と宣告されました。

宣告されてからしばらくして、暗い所では見えないという症状の方で、マッサージの学校へ行かれている方が近くにお住まいであることを知りました。その方はやっぱり私と同じ網膜色素変性症でした。半年が経つ頃には完全に失明され、大変苦労されていました。

その方のことを知り、「私はまだ見えている。じゃあ今の間に」と思い、私も大阪 府立盲学校に入学し、鍼灸マッサージ師の免許を取ることにしました。

卒業後、私は兵庫県にある国立療養所青野ヶ原病院の重度心身障害児者(脳性小児マヒ)の病棟に勤務することにしました。病院では障害者のリハビリと一般の卒中患者のリハビリを担当させてもらいました。勤務しているうちに家内と知り合って結婚し、長女長男の二人の子どもをもうけ、また小野市内にも家を建てることができました。

ここで出会った障害をもつ子どもたちを見ていると、私の目の障害はまだまだ軽い と思い、子どもたちに励まされることが大変多くありました。

20 年間なんとか勤務してきましたけども、いよいよ仕事もしにくくなり、退職させてもらうことにしました。退職後、自宅で鍼灸マッサージの治療院を開き、近隣の視覚障害者の集いにも参加させてもらうようになりました。

参加している内に、白杖訓練の講習会などにも参加し、どうにかこうにか白杖をついて歩けるようにもなりました。しばらくすると体力が落ちてくる感じがし、何とか運動がしたいなと思う時に、小野市内で小野ランニングクラブの方々がなんと伴走のボランティアをしてあげましょうと言ってくださり、そこへも参加するようになりました。

最初はひもをもって一緒に歩き、それから徐々にランニングする、という順番で1年間、朝5時から練習させてもらいました。1年半経った時に西脇市のへそマラソンにも5キロで挑戦することにしました。おかげさまで25分台で完走することができました。これで、まだまだこれからもっと走れると思うようになり、近隣のボランティアさん、伴走者にもお願いして、10キロハーフなどにも参加させてもらっています。

こういうふうに伴走者と一緒に歩いたり走ったり、または介助歩行ではどこでも行きましたけれども、一人で行くのはだんだんと困難になってきました。なんとか一人

でどこでも行けるようになりたいと思っている時に、盲導犬をもっている方に出会いました。その方とお話しさせてもらう中で、兵庫県にも盲導犬の訓練センターがあるということを聞きました。早速見学に行き、体験歩行をさせてもらい、盲導犬を申し込むことにしました。

私が初めて出会った盲導犬は、ジーナ号です。ジーナさんはメスのラブラドールで、 ちょっと大柄で白っぽい犬です。でもとってもお茶目でかわいい子です。訓練をして しばらくの間は、なかなかコミュニケーションが取りにくくて大変苦労しましたけど、 慣れてくると妙にジーナとのコミュニケーションがうまくいきだして、歩くのもスム ーズになり、どこにでも行けるようになってきました。

小野市内では今まで歩いたことがなかった所もジーナと一緒に行きます。でも時々道を間違ってしまうこともあり、歩いている方に「すみません」と声かけて道を聞いたりしながらジーナと歩いています。

現在では、朝 5 時から 2 時間ほど毎日歩くようにしています。ジーナと一緒に歩かなければ、ジーナも「今日は行かないの?」という感じで、行こう行こうと言っているように外を見て私にせがみます。私もそれも見てやっぱり行きたいなと思い、すぐに出て行くようにするんですけれども、仕事をしている時はできません。でも仕事がない時はジーナと一緒に夜でも歩いております。

また最近では近隣の小学校、中学校、高校などにも呼ばれて、学校での講演に参加させてもらっています。講演では、子どもたちに、

「今、みんなは障害はありません。でもいずれ障害を持つようになるかもわかりませんよ。そういう時には、絶対に諦めない。そうすれば誰かが手助けしてくれます。その時には、手助けしてください、よろしくお願いします、終われば、ありがとうございましたと言って、話をしながらしてると、たくさんの人が介助してくれます。だから、自分がしたい夢があれば、諦めずに夢に向かって進んでください。」

といつもお話の最後に言って話を終え、帰ってきています。

また、私は、あちこち行けなかったところ、行きたいなと思うところを中心にジーナと出かけたりしています。私は元々生まれた所が大阪ですから、大阪の梅田から難波まで歩いたり、大阪城公園へ行ったりとかしています。今までは同級生の友だちに会いに行くこともありませんでしたが、ジーナと共にだんだんとできるようになりました。最近も、同窓会で46年ぶりに会うことができた人もいて、大変うれしかったです。

全日本盲導犬使用者の会にも参加させてもらい、沢山の盲導犬の仲間とも会うことが出来るようになりました。また、初めて神戸空港から飛行機にジーナと乗り、東京ディズニーランドにも行くことができました。ディズニーランドでは朝 10 時から晩の 10 時までジーナとともに乗れる範囲の乗り物にも乗り、アトラクションの中にも入り、一日楽しく過ごすことができました。

この6月には、東海道新幹線から山形新幹線に乗り継いで、米沢にも行かせてもら

うことができました。11 月には全日本盲導犬使用者の会の15 周年記念の東海道五十三次ウォークラリーにも参加する予定にしています。私は、静岡県の三島から箱根の山を越えて小田原までのコースをジーナと一緒に歩きたいと思っています。

こういう風に盲導犬を持つことによって、私は今までできなかったこと、例えば、 同級生にも会えなかったというふうなこともできるようになり、楽しい人生が開けて きました。これからは日本各地、もっといろいろな所へジーナとともに旅をして楽し みたいなと思っています。

○盲導犬情報ボックス

(1)都道府県別 日本の盲導犬使用者数

社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会の「2008年度盲導犬訓練施設年次報告書」を参考にして2009年3月31日現在の日本の盲導犬使用者数を出すと、次のようになりました(報告書は都道府県政令指定都市別に盲導犬実働数をまとめていますが、ここでは都道府県別に盲導犬使用者数でまとめています。また、海外など国家公安委員会から指定を受けた団体以外のところで育成された盲導犬の使用者も盲導犬使用者数に含めています)。

北海道 60青森県 4岩手県 19

名于宗 19 宮城県 10

秋田県 17

山形県 9

福島県 14

茨城県 20

栃木県 11

群馬県 7

埼玉県 58

千葉県 40

東京都 100

神奈川県 63

新潟県 26

富山県 5

石川県 28

福井県 4

山梨県 13 28 長野県 45 静岡県 愛知県 39 岐阜県 12 三重県 11 滋賀県 13 17 京都府 65 大阪府 71 兵庫県 奈良県 13 和歌山県 9 鳥取県 6 島根県 11 岡山県 18 広島県 33 20 山口県 徳島県 6 香川県 6 愛媛県 15 高知県 9 福岡県 23 佐賀県 6 長崎県 6 16 熊本県 大分県 18 宮崎県 14 鹿児島県 23 沖縄県 8 合計 1069

2009 年 3 月末日現在、全国の盲導犬実働数は、国内の国家公安委員会が指定した盲導犬育成法人が育成した盲導犬が 1048 頭。海外などの団体が育成した盲導犬を国内の指定法人が認定した盲導犬 3 頭を合計すると 1051 頭。また、この実働数に、1 頭の盲導犬を夫婦二人で使用するタンデム方式の盲導犬使用者 21 組を加え、盲導犬使用者数を算出してみると、日本国内で盲導犬を使用している視覚障碍者は 1069 人。前年度に比べると 46 人と大幅に増えました。

なお、タンデム使用者を育成施設別にみると、北海道盲導犬協会 1 組、日本盲導犬協会 6 組、関西盲導犬協会 2 組、日本ライトハウス 8 組、兵庫盲導犬協会 1 組、九州盲導犬協会 3 組となっています。都道府県別では、北海道 1 組、福島県 1 組、東京都 1 組、神奈川県 1 組、長野県 1 組、愛知県 1 組、大阪府 1 組、兵庫県 3 組、和歌山県 1 組、岡山県 1 組、広島県 2 組、山口県 2 組、福岡県 1 組、熊本県 1 組、宮崎県 1 組、鹿児島県 1 組、沖縄県 1 組となっています。

国内の指定法人 9 団体が 1 年間に育成した盲導犬の頭数は 185 頭。2007 年度に比べると33 頭多くなっています。年間育成頭数の前年度比は、実働数・育成頭数の調査が定期的に実施されるようになった 1993 年からの 16 年間では平均すると +4.75 頭となっています。過去 5 年間の前年度比の平均でも+16.2 頭となっており、今回のように、前年に比べ育成頭数が33 頭と大きく増えたのは初めてのことです。

この年間育成頭数のうち、新規の使用者のパートナーとなった盲導犬は88頭、代替えは97頭で、年間育成頭数の52.4%が代替えとなっています。育成頭数のうち代替えが過半数を占めるという状況はここ数年ずっと変わらず続いています。

新規の盲導犬頭数 88 頭を一昨年度の盲導犬実働数 996 頭に加えると、1084 頭になります。しかし、実際の実働数は 1048 頭です。そのため、36 頭の盲導犬の使用者は、盲導犬が死亡または引退したが年度末までに代替えの盲導犬を得られなかったか、なんらかの理由で代替えの盲導犬を希望しなかったのではないかと考えられます。

(2)各盲導犬育成団体の訓練犬・職員数

2008年度盲導犬実働数と同様、前出の盲導犬委員会からの報告によると、2008年度に加盟9団体で訓練された犬の総数は364頭。前年度に比べると約100頭少なくなっています。

大種は、ラブラドールリトリーバーが 79.7%、ラブラドールリトリーバーとゴールデンリトリーバーのミックスが 17.9%、ゴールデンリトリーバーが 2.5%です。

1年間の訓練犬数364頭のうち盲導犬となった犬の頭数は185頭ですから、昨年度は訓練犬の50.8%が盲導犬になったことになります。

また、2008年度末に各盲導犬育成施設で訓練中の犬は 273 頭。これは前年度末の数字とほぼ同じでした。

繁殖犬は 199 頭で、前年度末より 19 頭増えています。一方、パピーウォーキング中の子犬は 418 頭で、前年度末より 54 頭減っています。訓練犬の総数・年度末のパピーウォーキング中の子犬数ともに、前年度に比べ少なくなっているため、今年度の盲導犬育成頭数は 2008 年度ほどには伸びない可能性がありそうです。

盲導犬歩行指導員の数は31名で一昨年度と変わっていませんが、盲導犬訓練士は

26 名で8 名増えました。指導員と訓練士の総数としては、一昨年度と同じく 1.2 倍に増えています。一方、研修生は21 名と6 名減っていました。

ケンネルスタッフやその他の職種もすべて含めた職員の総数をみると、198 名と 10 名増えています。しかし、盲導犬の訓練や歩行指導に関わる職員の総数はそのうちの 78 名で、2 名増えただけになっています。

〇告知板

東海道五十三次 盲導犬使用者リレーのお知らせ

全日本盲導犬使用者の会では、発足 15 周年を記念して「東海道五十三次 盲導犬 使用者リレー」を行います。

これは、京都から東京までの東海道五十三次(約500キロ)を各地の盲導犬使用者がリレーして歩き、地域の人々と交流することで、盲導犬や盲導犬歩行のすばらしさを啓発するとともに、身体障害者補助犬法の周知を図ることを目的に行われるものです。

10月2日に京都を出発し、原則として金曜日から月曜日を、一人あたり4~6キロ歩きながら、日本橋を目指します。ゴールは会発足記念日の11月23日を予定し、翌日には、都内で記念イベントを行う予定とのこと。

東海道五十三次の日程とリレーの様子は、全日本盲導犬使用者の会ホームページで チェックできるそうです。リレーがお近くを通過する時にはぜひ声援をお願いします。 リレーの様子をお伝えする、全日本盲導犬使用者の会ホームページ アドレスは、以 下の通りです。

http://www.guidedog-ip.net/relay.htm

○編集後記

昨年度の盲導犬育成頭数は 185 頭と、例年になく多くの盲導犬が育成されました。 盲導犬を希望すれば長期間待たずとも共同訓練に入れるような体制をつくるために は、年間育成頭数を増やさなくてはならないことは言うまでもありません。しかし、 来年も再来年も 200 頭近い育成頭数を出していける保証は、残念ながら今の日本に 「ある」とは言えそうもありません。盲導犬使用者数が千人を越えたと言っても、「目 出度さも ちゅうくらい也 盲導犬」・・・。(久保)